



札幌を「美しく」そして

札幌は「安心・安全な」昨年12月に実施した市政世論調査では、そう札幌は安心・安全だと考近年、都市化に伴い、マナーの低下や繁華街の美しく安全な街を守るために、現在、市が

ポイ捨て・歩きたばこ

担当 環境局計画課 部署 ☎211-2912

気になりますか？道端のごみや歩きたばこ

たばこの吸い殻、空き缶、ファストフードの空容器。いろいろなごみが道端に捨てられています。汚れた街は市全体のイメージを悪くします。市はこれまで、ごみの“ポイ捨て”防止のため、啓発活動を行ったり、市民による清掃活動を支援したりするなど、さまざまな取り組みを行ってきました。



しかし、一人ひとりのマナーに訴える対策だけではごみの“ポイ捨て”や街の中の“歩きたばこ”は、残念ながらもなくなっていません。そこで、昨年12月14日に、ごみの“ポイ捨て”や、“歩きたばこ”などを規制する条例が制定されました。

「“ポイ捨て”防止条例」が制定されました



この条例は、市議会議員から条例案が提案され、可決成立したものです。

“ポイ捨て”などを防止するための

条例の構想

守るべき「ルール」が区域ごとに決められています (区域・場所に応じた罰則も定められています)

市内全域 における “ポイ捨て”の禁止

たばこの吸い殻や空き缶などをみだりに捨ててはいけません。美化推進重点区域では規制がより強化されます。

公共の場所 における 飼い犬のふんの回収

飼い犬を連れてくる人は犬のふんを回収してはいけません。

喫煙制限区域 における “歩きたばこ”などの禁止

喫煙制限区域内の公共の場所では、そばに吸い殻入れがないときや歩行中は喫煙を**※**してはいけません。

公共の場所 における 喫煙の制限、印刷物等の回収



そばに吸い殻入れがないときや歩行中は喫煙を**※**しないようにしましょう。自分たちの配ったチラシなどが周辺に落ちていたら、回収するようにしましょう。



市内全域

美化推進重点区域

喫煙制限区域

美しいまちづくりが特に必要な区域。

他人の身体を害する恐れもある喫煙を制限する必要がある区域。

公共の場所 一道路・公園・広場・河川など。

！ 具体的な区域や、罰則を含めた条例の施行時期については今後定めていきます。

札幌で一緒に暮らす私たち。街や周りの人を思いやる気持ちについて一人ひとりが再認識し、「マナー」や「ルール」を守りましょう。



※たばこを吸うこと、おまひ火の付いた